

テナントの入居や建物の増改築により 知らない間に消防法違反!?

テナントの入居や建物の増改築によって、消防法違反となることがあります。
これらをお考えの方は、まず消防本部予防課に相談をしてください。

◆消防法違反の例 (テナント入居)

5階	事務所	5階	事務所
4階	事務所	4階	事務所
3階	事務所	3階	事務所
2階	空室	2階	物販店
1階	空室	1階	社会福祉施設

事務所や空室に飲食店、物販店、社会福祉施設が新たに入居すると・・・

事務所ビルや空テナントに、飲食店、物販店、社会福祉施設など、不特定多数の方が利用する用途が入居すると、自動火災報知設備や誘導灯等が必要となり、消防法違反になる場合があります。

◆消防法違反の例 (増改築等)

4階	物販店 □□□	4階	物販店 □□□	窓をふさぐ 増改築
3階	物販店 □□□	3階	物販店 ■■■	
2階	物販店 □□□	2階	物販店 ■■■	
1階	飲食店 □□□	1階	飲食店 □□□	

建物の増改築、模様替えなどで建物の出入口や窓を塞ぐと、・・・

建物の増改築や間仕切り変更、模様替えなどで建物の出入口や窓を塞ぐと、屋内消火栓設備等が必要となり、消防法違反になる場合があります。

消防法違反の原因の多くが、建物の増改築等によるものです!!

◆消防法違反はどうか？

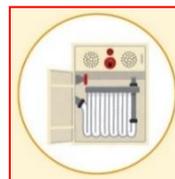
1 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。

また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど公示されることとなります。

2 違反建物をホームページに公表します。

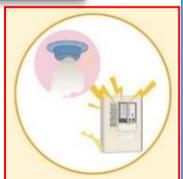
ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物で、次の消防用設備等が設置されていない違反建物を足利市のホームページに掲載します。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

まずは、消防本部予防課に**相談**を!!



【お問い合わせ先】

足利市消防本部予防課

0284-41-3199